

## 柏原市障害者自立支援協議会運営要綱（案）

## （目的）

第1条 この要綱は、柏原市障害者自立支援協議会規則（以下「規則」という。）第7条に基づき、柏原市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という）の運営について必要な事項を定める。

## （所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の現状・課題等の情報共有と情報発信に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議又は調整に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 相談支援対象の評価及び整備方針に関すること。
- (6) 障害者計画等策定への協力及び策定された障害者計画等の進捗管理に関すること。
- (7) 障害者差別に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務。

2 前項第7号について協議するにあたり、協議会に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65条）第17条に規定される「障害者差別解消支援地域協議会」を付加するものとする。

## （全体会）

第3条 協議会に、第2条に規定する所掌事務のうち重要な事項について協議し、対応を決定するため、全体会を設置する。

- 2 全体会は、会長が委員を招集し、議長を務める。
- 3 会長は、必要と認めるとき、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## （定例会）

第4条 協議会に、地域の状況や課題の共有及び検討の場として定例会を設置する。

- 2 定例会は、規則第2条第2項に規定する実務者で構成する。
- 3 定例会は、必要に応じ会長が召集する。

## （部会）

第5条 協議会に、関係機関の担当者による、障害種別及び地域課題に応じた検討を行う部

会を設置する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する担当者の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、部会の活動等を協議会に報告する。
- 4 部会に関する事務の一部については、柏原市地域生活支援事業実施要綱第2条第1号の相談支援事業を委託する指定特定・指定一般相談支援事業所が行うものとする。

(事務局)

第6条 協議会に、運営及び調整を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局の事務は、障害福祉課が行う。ただし、事務の一部又は全部について、基幹相談支援センター業務を委託する指定特定・指定一般相談支援事業所に委託することができる。

(アドバイザー)

第7条 会長は、協議会の運営に関し指導または助言を得るため、識見を有する者を、アドバイザーとして置くことができる。

(会議の公開)

- 第8条 会議は、原則公開とする。ただし、非公開にできる理由があると会長が認める場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定による会議の非公開の決定は、会長が協議会を招集する際に行う。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議に出席した者は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

- 2 最初に召集される協議会の会議は、第3条の規定にかかわらず、福祉事務所長が召集する。